

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(千円)	5,997,333	2,160,651	6,044,731
経常利益(千円)	1,052,914	391,445	965,747
四半期(当期)純利益(千円)	541,367	229,801	531,695
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	940,900	928,100
発行済株式総数(株)	-	104,170	101,860
純資産額(千円)	-	3,391,630	3,348,235
総資産額(千円)	-	5,207,197	4,867,959
1株当たり純資産額(円)	-	35,402.31	34,618.28
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	5,625.77	2,395.73	5,402.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	5,305.40	2,272.52	5,022.12
1株当たり配当額(円)	-	-	1,200
自己資本比率(%)	-	64.5	68.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	767,828	-	620,912
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	300,490	-	529,550
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	546,774	-	456,407
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	1,060,454	1,139,890
従業員数(人)	-	127	107

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注)2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

(注)3. 第10期から第11期第3四半期累計(会計)期間までの持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しますが、損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動については、新たにインターネットを利用した商材（光ファイバー等）の販売の関係会社を1社設立しました。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(関連会社) 株式会社フォーカスコミュニケーションズ	東京都豊島区	10	インターネットを利用した商材（光ファイバー等）の販売	40	役員の兼任：2名 営業上の取引：無し

(注) 株式会社フォーカスコミュニケーションズは、平成21年8月10日付けで、設立に伴う引受により関連会社となりました。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	127 (50)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 受注状況

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス(千円)	1,422,983
携帯向けアフィリエイト広告サービス(千円)	596,570
自社媒体運営(千円)	41,518
他社媒体広告販売(千円)	99,546
その他売上(千円)	32
合計(千円)	2,160,651

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年から続く金融市場の混乱を受け、企業収益や雇用環境の悪化、個人消費の低迷が続いております。政府の経済政策等により一部個人消費の回復や株価の底入れ感による回復の兆しはあるものの、依然として先行き不透明な状態で推移しております。

このような状況の中、当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野は、ADSLや光ファイバー等のブロードバンドの普及、インターネット利用者やブログ（日記形式のWebサイト）開設者の増加、携帯電話でのデータ通信利用者の拡大によるトラフィック数（データ通信量）の増加、電子商取引推進企業の広がりとともに、今後も引き続き拡大が予測されております。また、昨今の景気低迷の影響を受けて、広告主はより費用対効果の高い広告であるアフィリエイト広告を再評価しはじめており、個人消費も節約志向からインターネットの利用頻度が増加し、すごもり消費によりインターネットでの購買活動に拍車がかかっております。一方、インターネット広告を掲載するメディア側につきましても、純広告のみを掲載していたメディアが純広告とアフィリエイト広告を組み合わせた形にシフトするなどアフィリエイト広告に対する意識が高まっております。

当第3四半期会計期間におきましては、営業体制の向上を図り、広告主やパートナーサイトへの提案活動の強化を中心としたコミュニケーション、独自プログラムの強化やパートナーサイトの活動率向上などサービス品質を重視した営業活動を行いました。また、アフィリエイト広告と純広告を組み合わせた提案などを引き続き強化いたしました。この結果、当第3四半期会計期間の売上高は、2,160,651千円となりました。また、営業利益は、363,964千円、経常利益は営業外収益に受取利息を20,873千円、デリバティブ評価益を6,030千円計上したことなどにより391,445千円となり、四半期純利益は229,801千円となりました。

サービス区分別の売上高の内訳

(千円未満切捨て)

サービス区分	平成21年12月期第3四半期		平成20年12月期第3四半期		平成20年12月期	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス	1,422,983	65.9	1,228,105	78.4	4,743,661	78.5
携帯向けアフィリエイト広告サービス	596,570	27.6	266,599	17.0	1,015,333	16.8
自社媒体運営	41,518	1.9	42,159	2.7	160,949	2.7
他社媒体広告販売	99,546	4.6	29,235	1.9	121,272	2.0
その他売上	32	0.0	221	0.0	3,515	0.0
総売上高	2,160,651	100.0	1,566,322	100.0	6,044,731	100.0

なお、主力サービスであるアフィリエイト広告サービスにおける事業年度末（当第3四半期末）の利用広告主数（稼働広告主ID数）、参加メディア数（登録パートナーサイト数）は、下記のとおりであります。

サービス	区分	平成21年12月期 第3四半期末	平成20年12月期末
パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」	稼働広告主ID数	2,338	2,184
	登録パートナーサイト数	829,100	695,391
携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」及び「アドカボ」	稼働広告主ID数	1,064	773
	登録パートナーサイト数	88,208	60,989
当社アフィリエイト広告サービス合計	稼働広告主ID数	3,402	2,957
	登録パートナーサイト数	917,308	756,380

#### [アフィリエイト広告サービスの状況に関する定性的情報等]

当第3四半期末における、パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」の状況は、利用広告主数が2,338社、参加メディア数が829,100サイトとなりました。一方、携帯向け同サービス「モバハチネット」及び「アドカボ」においては、利用広告主数の合計が1,064社、参加メディア数の合計が88,208サイトという結果になりました。当第3四半期末における両サービスを合わせた利用広告主数は3,402社（前期末比115.0%）、参加メディア数は917,308サイト（前期末比121.3%）になっております。

なお、携帯向けアフィリエイト広告サービスのうち、アドカボの利用広告主数の算出方法について、第2四半期末以前につきましては登録広告主数を利用広告主数としておりましたが、当第3四半期末から登録広告主数のうち、インプレッションがある広告主を利用広告主数とする方法に変更しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期会計期間末から

273,446千円減少し1,060,454千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、226,031千円の収入となりました。これは、法人税等の支払額が203,680千円増加したこと、売上債権が37,394千円増加した一方、税引前四半期純利益を391,681千円計上したこと、仕入債務が53,712千円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、313,053千円の支出となりました。これは、投資有価証券の償還による収入が500,000千円であった一方、投資有価証券の取得による支出が699,317千円であったこと、定期預金の預入による支出が100,000千円であったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、186,425千円の支出となりました。これは、短期借入金15,000千円増加した一方、自己株式の取得による支出が200,778千円であったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	104,170	104,170	ジャスダック証券取引所	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	104,170	107,170	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議により平成16年3月10日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	180(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

## (1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

## (2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

## (3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社並びに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議により平成17年4月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)5 資本組入額 10,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議により平成18年4月21日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	434(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	434(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	779,196(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 779,196 資本組入額 389,598
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

## (3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議により平成19年6月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	250(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 262,675 資本組入額 131,338
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

## (1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること。従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額184,000円と新株予約権付与時における公正な評価単価78,675円を合算しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議により平成20年6月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	338(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	338(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	109,027(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 148,030 資本組入額 74,015
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額109,027円と新株予約権付与時における公正な評価単価39,003円を合算しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議により平成21年6月19日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	460(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	460(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,520(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 199,590 資本組入額 99,795
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額135,520円と新株予約権付与時における公正な評価単価64,070円を合算しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	104,170	-	940,900	-	45,600

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

また、当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得したこと等により、平成21年9月30日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1-1-8	9,273	8.90



## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,273	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,897	94,897	-
発行済株式総数	104,170	-	-
総株主の議決権	-	94,897	-

## 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1丁目1番8号	9,273	-	9,273	8.90
計	-	9,273	-	9,273	8.90

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	61,300	117,800	142,000	150,800	139,400	147,000	173,900	181,300	170,000
最低(円)	50,200	52,500	95,000	119,300	121,600	118,500	138,500	150,200	152,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

## (1) 新任役員

該当事項はありません。

## (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		内田 徹	平成21年4月30日

## (3) 役職の異動

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,260,454	1,139,890
受取手形及び売掛金	896,456	712,087
有価証券	1,190,437	1,135,316
その他	77,581	102,049
貸倒引当金	37,323	25,280
流動資産合計	3,387,605	3,064,064
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,368	19,118
減価償却累計額	7,780	6,366
建物(純額)	12,588	12,752
工具、器具及び備品	157,586	147,078
減価償却累計額	111,402	98,226
工具、器具及び備品(純額)	46,184	48,851
有形固定資産合計	58,772	61,604
無形固定資産		
ソフトウェア	99,270	111,706
ソフトウェア仮勘定	-	40,605
その他	637	-
無形固定資産合計	99,908	152,312
投資その他の資産		
投資有価証券	1,418,800	1,365,816
その他	247,113	227,774
貸倒引当金	5,002	3,611
投資その他の資産合計	1,660,911	1,589,979
固定資産合計	1,819,592	1,803,895
資産合計	5,207,197	4,867,959

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,231,089	952,456
短期借入金	30,000	40,000
未払法人税等	203,283	213,000
賞与引当金	23,412	38,530
その他	229,567	185,388
流動負債合計	1,717,353	1,429,375
固定負債		
長期預り保証金	98,213	90,349
固定負債合計	98,213	90,349
負債合計	1,815,567	1,519,724
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	940,900	928,100
資本剰余金	1,192,850	1,180,050
利益剰余金	2,280,960	1,854,795
自己株式	1,023,639	562,959
株主資本合計	3,391,071	3,399,985
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,497	77,115
評価・換算差額等合計	31,497	77,115
新株予約権	32,057	25,365
純資産合計	3,391,630	3,348,235
負債純資産合計	5,207,197	4,867,959

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
売上高	5,997,333
売上原価	3,947,933
売上総利益	2,049,399
販売費及び一般管理費	
給料	380,124
貸倒引当金繰入額	18,171
賞与引当金繰入額	21,841
その他	654,216
販売費及び一般管理費合計	1,074,353
営業利益	975,046
営業外収益	
受取利息	53,472
投資有価証券売却益	2,715
デリバティブ評価益	25,570
その他	1,879
営業外収益合計	83,637
営業外費用	
支払利息	244
自己株式取得費用	921
減価償却費	4,469
その他	134
営業外費用合計	5,770
経常利益	1,052,914
特別利益	
新株予約権戻入益	1,573
特別利益合計	1,573
特別損失	
固定資産除却損	31,650
投資有価証券評価損	99,999
特別損失合計	131,650
税引前四半期純利益	922,837
法人税、住民税及び事業税	404,710
法人税等調整額	23,240
法人税等合計	381,469
四半期純利益	541,367

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	2,160,651
売上原価	1,417,726
売上総利益	742,925
販売費及び一般管理費	
給料	140,212
貸倒引当金繰入額	8,720
賞与引当金繰入額	19,032
その他	249,059
販売費及び一般管理費合計	378,961
営業利益	363,964
営業外収益	
受取利息	20,873
投資有価証券売却益	941
デリバティブ評価益	6,030
その他	108
営業外収益合計	27,953
営業外費用	
支払利息	59
自己株式取得費用	399
その他	12
営業外費用合計	471
経常利益	391,445
特別利益	
新株予約権戻入益	236
特別利益合計	236
税引前四半期純利益	391,681
法人税、住民税及び事業税	149,350
法人税等調整額	12,530
法人税等合計	161,880
四半期純利益	229,801

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	922,837
減価償却費	47,985
株式報酬費用	8,265
賞与引当金の増減額(は減少)	15,117
貸倒引当金の増減額(は減少)	13,433
受取利息及び受取配当金	53,472
株式交付費	89
固定資産除却損	31,650
投資有価証券評価損益(は益)	99,999
デリバティブ評価損益(は益)	25,570
投資有価証券売却損益(は益)	2,715
売上債権の増減額(は増加)	185,758
仕入債務の増減額(は減少)	278,633
未払消費税等の増減額(は減少)	15,494
前受金の増減額(は減少)	18,322
未払金の増減額(は減少)	3,904
預り保証金の増減額(は減少)	7,864
その他	63
小計	1,165,911
利息及び配当金の受取額	13,402
利息の支払額	244
法人税等の支払額	411,240
営業活動によるキャッシュ・フロー	767,828
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	200,000
投資有価証券の取得による支出	1,293,210
投資有価証券の売却による収入	20,542
投資有価証券の償還による収入	1,200,000
関係会社株式の取得による支出	4,000
有形固定資産の取得による支出	17,575
無形固定資産の取得による支出	7,313
その他	1,065
投資活動によるキャッシュ・フロー	300,490
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	10,000
株式の発行による収入	25,510
自己株式の取得による支出	462,547
配当金の支払額	99,737
財務活動によるキャッシュ・フロー	546,774
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,436
現金及び現金同等物の期首残高	1,139,890
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,060,454

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 貯蔵品については、従来、主として最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

## 【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。



## 【注記事項】

## (四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
	1. 休止固定資産 固定資産には以下の休止固定資産が含まれております。なお、当該固定資産の減価償却費は営業外費用として計上しております。 ソフトウェア 35,755千円

## (四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
1. 固定資産除却損は、工具器具備品除却損364千円、ソフトウェア除却損31,286千円であります。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	1,260,454
預入期間が3か月を超える定期預金	200,000
現金及び現金同等物	<u>1,060,454</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 104,170株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,273株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 32,057千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	115,202	1,200	平成20年12月31日	平成21年3月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年2月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年3月1日から平成21年3月24日までの期間に自己株式159株を取得、平成21年5月20日の取締役会決議に基づき、平成21年5月21日に自己株式2,000株を取得、平成21年9月9日の取締役会決議に基づき、平成21年9月10日に自己株式1,240株を取得しました。この結果、自己株式が460,679千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が1,023,639千円となっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 債券			
社債	2,605,936	2,552,828	53,107
合計	2,605,936	2,552,828	53,107

前事業年度末(平成20年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 債券			
社債	2,600,316	2,444,725	155,591
合計	2,600,316	2,444,725	155,591

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社の関連会社に関しては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	208千円
販売費及び一般管理費	4,561千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	236千円
----------	-------

3. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期末 (平成21年9月30日)		前事業年度末 (平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	35,402.31円	1株当たり純資産額	34,618.28円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	5,625.77円	1株当たり四半期純利益金額	2,395.73円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5,305.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,272.52円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	541,367	229,801
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	541,367	229,801
期中平均株式数(株)	96,229	95,921
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,811	5,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定により記載を省略しております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社ファンコミュニケーションズ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。